

1 趣旨

本事業は、児童・生徒の読書活動推進を目的とし、県内各小・中・特別支援学校で行われる「朝の読書」を支援するため、図書セットの貸出を行う。

2 セットの内訳、募集校数、冊数及び期間等

セット種別	募集数	セット内訳	貸出冊数	期間
小学校用	23校	低学年向け図書 40冊×2箱 中学年向け図書 40冊×2箱 高学年向け図書 40冊×2箱	前期 240冊 後期 240冊 (半期で図書交換) 年間計 480冊	令和5年2月～ 令和6年2月
中学校用	3校	中学生向け図書 40冊×6箱		*貸出・返却日は 県立図書館が指定する
特別支援学校用	1校	内容・冊数は相談により決定する。(半期で図書交換)		

3 申込方法

(1) 図書貸出希望する学校は、「貸出申込書」(様式1)に必要な事項を入力し、下記担当あてに必ずメールで送付する。

*申込書は県立図書館 HP からダウンロード可能→ https://www.library.pref.gunma.jp/?page_id=606

(2) 申込上の注意

①申込書に入力するアドレスは、所属代表アドレス(担当者以外でも確認可能なもの)とし、必ずこのアドレスを使用して送付する。

③申込の件名は「朝読申込・学校名」とする。(例:朝読申込・高崎市立〇〇小)

④申込書を受理したら「受信確認メール」を返信するので、申込書を送信後4日経過しても返信がない場合は、必ず下記担当まで電話で連絡をすること。

⑤申込期限 **令和4年12月14日(水)**

4 貸出決定について

「朝の読書推進図書セット貸出申込書」により貸出の可否を審査し、令和5年1月上旬までに通知する。なお、申込多数の場合、優先順位は下記の通りとする。

- ①朝の読書活動が未実施の学校
- ②当事業を利用したことのない学校
- ③当事業の利用実績が少ない学校
- ④公共図書館未設置地域の学校

5 貸出図書の扱いについて

(1) 貸出・返却における図書の運搬は、原則各学校が行う。

(2) 図書の亡失・汚破損未返却図書について

き損、亡失等の理由により以後の使用に耐えない状態となった場合は、別に定める「学校貸出用図書館資料賠償要項」を適用する。ただし同要項の規定により、き損、亡失の原因が児童・生徒であるときは、賠償を免除することができる。

【事務担当】群馬県立図書館 地域協力係
群馬県前橋市日吉町1-9-1
TEL: 027-231-3336 FAX: 027-235-4196 Email: ka-shi@pref.gunma.lg.jp